(別表) 配分基準表

項目	現状の水準	点数
1 申請者(申請者	ア 経営継承した時点において50歳以上60歳未満であ	1点
が法人の場合は	ること。	
その後継者)の年	イ 経営継承した時点において40歳以上50歳未満であ	2点
监合	ること。	
	ウ 経営継承した時点において40歳未満であること。	3点
2 農地中間管理	農地中間管理機構から賃借権等の設定を受けている	2点
機構から賃借権	こと。	
等の設定		
3 女性の取組	その取組について、a から c までのうち該当している	
	項目数が次のいずれかであること。	
	ア 1項目	1点
	イ 2項目以上	2点
	a 女性が経営の主宰権を有していること。	
	b 役員又は常時雇用者のうち女性が過半を占めて	
	いる法人であること。	
	(注) 常時雇用者とは、主として農業経営のために雇	
	った人で、雇用契約に際し、あらかじめ7か月以	
	上の雇用期間を定めて雇った人(期間を定めずに	
	雇った人を含みます。)をいいます。	
	c 法人であって、部門間で区分経理等を行っている	
	場合に女性が当該部門の責任者であること。	
4 農業所得の水	経営継承した時点における申請者(申請者が個人事業	
準	主の場合又は先代事業者からその経営に関する主宰権	
	の移譲を受けると同時に農業経営の法人化を行った場	
	合にあっては、申請者の先代事業者) の1人当たり又は	
	1経営体当たりの農業所得が、基本構想に定める目標と	
	すべき所得水準額と比較して、次のいずれかとなってい	
	ること。	
	ア 所得水準額の130%以上150%未満	1点
	イ 所得水準額の100%以上130%未満	3点
	ウ 所得水準額の 70%以上100%未満	6点
	工 所得水準額の 50%以上70%未満	4点
	オ 所得水準額の 30%以上50%未満	1点
	(注)	

	1 基本構想において主たる従事者1人当たりの所	
	得目標が定められている場合は1人当たりの農業	
	所得を、定められていない場合は1径営体当たり 所得を、定められていない場合は1経営体当たり	
	の農業所得を所得水準額と比較することとしま	
	す。	
	2 経営継承した時点における1人当たり農業所得	
	の算出方法は、次のとおりとします。	
	・申請者が個人事業主の場合	
	(収入金額-経費)÷1人	
	・申請者が法人の場合	
	(税引前当期純利益+法人の役員報酬)×(農業・	
	関連事業等の売上高÷総売上高)÷農業・関連事	
	業等の役員数	
5 環境配慮の取	その取組について、申請時点において環境と調和のと	1点
組	れた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活	
	動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)第19	
	条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画の	
	認定を受けている又は事業実施年度に認定を受ける見	
	込みがあること。	
6 付加価値額の	ア 経営継承した時点のポイント	
向上	(ア) 経営継承した時点の付加価値額が基準額(700	2点
	万円)以上であること。	
	(イ) 経営継承した時点の就業者1人当たりの付加価	2点
	値額が基準額(270万円)以上であること。	
	(注)臨時雇用は延べ225人・日を1人として算定し、	
	小数点第2位を四捨五入する。	
	イー目標ポイント	
	 目標年度までの付加価値額又は就業者1人当たり	
	の付加価値額の拡大率が次のいずれかに設定されて	
	いること。	
	a 2%以上4%未満	2点
	b 4%以上6%未満	3点
	c 6%以上	4点
		. ////

7 地域貢献の取	ア 経営面積等の拡大	
組	現状と目標年度における経営面積又は飼養頭数の	
	拡大率が次のいずれかに設定されていること。	
	(ア) 1%以上20%未満拡大	1点
	(1) 20%以上	2点
	イ 従業員数の増加	
	現状と目標年度における常時雇用者の増加数が次	
	のいずれかに設定されていること。	
	(ア) 1名増	1点
	(イ) 2名増以上	2点
	ウ 地域貢献に関する特徴的な取組	
	その取組について、取組内容が具体的であり、かつ	3点
	地域農業の維持・発展に関して高い効果が見込めると	
	市町村が認めていること。	
8 経営発展の取	その取組(事業費を要する取組に限る。)について、	
組	a からmまでのうち該当している項目数が次のいずれ	
	かであること。	
	ア 2項目	1点
	イ 3項目	2点
	ウ 4項目	3点
	工 5項目以上	4点
	a 経営の法人化	なお、a
	b 新たな品種・作物・部門の導入	からeま
	c 認証の取得	での項目
	d データを活用した経営の実践	のいずれ
	e 就業規則の策定	かに該当
	f 経営管理の高度化	する場合
	g 就業環境の改善	は、その
	h 外部研修の受講	該当する
	i 新たな販路の開拓	項目数に
	j 新商品の開発	4点を乗
	k 省力化・省人化・業務の効率化、農畜産物等の	じた点数
	品質の向上	(最大8
	I 農畜産物等の規格・出荷方法の改善	点)を加
	m 防災・減災の導入	点する。